

みんなで
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏圏域のイベント情報をお届けします♪

三沢市

小川原湖湖水まつり

- ▶とき 7月19日(日)
午前9時15分～午後3時
- ▶ところ 小川原湖水浴場周辺
- 問 (一社) 三沢市観光協会 ☎⑨2311



みさわ七夕まつり

- ▶とき 7月24日(金)～26日(日)
午後1時～9時
- ▶ところ 三沢市中央商店街区
- 問 三沢市商工会 ☎③2175

野辺地町

のへじ花火大会

- ▶とき 7月18日(土)
イベント 午後0時30分～
花火打上 午後7時30分～
- ▶ところ のへじ潮騒公園
- 問 野辺地町商工会 ☎0175-64-2164



のへじ常夜燈フェスタ

- ▶とき 7月19日(日)
午前10時～午後4時
- ▶ところ のへじ潮騒公園
- 問 のへじ常夜燈フェスタ実行委員会
☎0175-64-2111

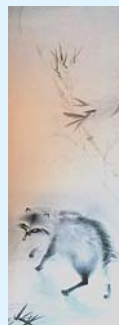
七戸町

しちのへバラまつり2015

- ▶とき 7月12日(日)まで
午前9時～午後4時
- ▶ところ 東八甲田ローズカントリー
- 問 東八甲田ローズカントリー ☎②5400

「県南コレクション展」 第3期特集 多田瓊林

- ▶とき 7月11日(土)
～8月30日(日)
- ▶ところ 鷹山宇一記念
美術館
- 問 鷹山宇一記念美術館
☎②5858



「狸」

おいらせ町

おいらせ軽トラ市

- ▶とき 7月～12月の第1日曜日
午前8時～正午
- ▶ところ 百石本町商店街 中央町
- 問 おいらせ軽トラ市実行委員会 (おいらせ町商工会内) ☎0178-56-2511

あなたの街の

法律相談



～第20回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「**不動産登記制度**」についてです。

問 まちづくり支援課 ☎⑥6777

Q 先月自宅を新築しましたが、不動産の登記が必要と言われましたが、どのような制度でしょうか。

A 不動産の登記は、表示に関する登記と権利に関する登記があります。表示に関する登記とは、どのような不動産なのかを明らかにするためのものです。例えば建物の場合には、どこに建っている、建物の種類は、どの、どのような構造か、床面積はどれくらいか、といったことを登記します。建物を新築した場合には1ヵ月以内に登記を申請する必要があります。

権利に関する登記とは、誰が所有する物件なのか、金融機関などの担保に入っているのか、といった物件の権利関係に関する事項を明らかにするためのものです。

登記の申請は、対象不動産を管轄する法務局(登記所)に当事者が申請して行います。

Q 不動産登記制度は何のためにあるのですか。

A 不動産は、そこで生活したり事業を営んだりするなど、数ある財産の中でも特に重要なものです。例えば、自分の不動産を誰かが勝手に使っていて返還を求めようと思えば、この物件は自分のものであると言わなければなりません。また、第三者に売却したり、物件を担保に借り入れをする際には自分の所有権を証明することが必要になります。このようなどき、前もって法務局で登記しておくことで所有権があることを容易に証明出来るようにするために設けられたのが不動産登記制度です。

Q どのようにして登記の申請をすればいいのでしょうか。

A 通常、表示に関する登記の申請は土地家屋調査士に依頼します。土地家屋調査士は登記申請に先立ち土地や建物を測量し、必要な図面を作成します。

住宅ローンを組んで建物を新築した場合には、所有権の登記のほかに併せて抵当権の設定登記も行います。権利に関する登記は司法書士が専門ですので、司法書士に相談するといいでしよう。

(文責・弁護士 橋本 明広)
弁護士法人青空と大地 ☎②5162